

資料1 構造上専ら障害者の方の利用に供する自動車 に係る減免
(身体障害者等 < 専用 > 構造自動車)

1 減免の対象となる自動車

身体障害者等 < 専用 > 構造自動車 レンタカーは対象外
特殊用途自動車(いわゆる8ナンバー)限定です。

8ナンバーの特殊用途自動車で、車検証の車体の形状が「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」又は「入浴車」であり、身体障害者等 の輸送に使用する自動車

リース車も対象となりますが、リース会社が申請者となります。
法人使用又は「事業用」の場合、事業実施に必要な許可又は事業所の指定等を受けていることが必要です。

身体障害者等とは：歩行が困難な身体障害者、知的障害者、精神障害者を指します。

2 申請期限

減免できる税目	申請期限	減免できる税目
… 従来から取得している自動車	納期限まで 郵送の場合は当日消印有効 [例:納期限が5月31日の場合] 4月1日～5月31日 まで 5月31日が土・日曜日の場合は 翌開庁日まで	種別割
新規登録による取得 (新車・中古車新規登録)	登録の日	種別割 環境性能割
移転登録による取得 (名義変更)		種別割 ¹ 環境性能割

1: 前納税義務者が非課税団体の場合に限る。

申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。
種別割の減免については、毎年度申請が必要です。
個人使用の<自家用>自動車の申請の場合、減免の適用は身体障害者等個人減免(軽自動車含む)を含め身体障害者一人につき一台です。
不備があると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、郵送の場合は特にご注意ください。(例:申請書の記入もれ、添付書類の不足など)
減免申請書チェックリストを配布していますので、ご活用ください。

<お願い> 減免申請台数が5台以上ある場合は、確認事務の軽減のため、申請車両一覧表
(登録番号のみでも可)を減免申請書に添えて提出くださいますようお願いいたします。

～ 手続きのお問い合わせ先 ～
〒901 - 2134 浦添市港川500番地の10
沖縄県自動車税事務所 課税班
(TEL)098 - 879 - 1627 (FAX)098 - 879 - 1630
(構造減免)

3 申請に必要な書類

(1) 身体障害者等＜専用＞構造自動車

提出書類		説明
ア	自動車税種別割減免申請書 (その4)	
	イ 自動車税環境性能割減免申請書 (その3)	環境性能割が課税される場合のみ、申請できます。
ウ	自動車の写真(前面・後面・車内)、 または外観図及び改造部分詳細 図の写し(新規登録時に限る)	外観写真は、前後のナンバープレートが確認できること。() 車内の写真は、改造部分及び設置した装置が確認できること。 昇降装置は、降下させた状態で撮影してください。 図面の場合は、陸運事務所に提出したものであること。 ()新規登録、管轄変更、番号変更登録においては、登録番号未装 着の前後の写真でもよい。
	エ 自動車検査証の写し または登録事項等証明書の写し	車検有効期間内であること。 車体の形状欄が「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」の いずれかであること。 車検証の記載内容に相違ないこと。(旧名称、旧住所等の記載のま までは受付できません)
オ その他添付資料		法人使用の＜自家用＞自動車の場合は・・・ 印の書類 個人使用の＜自家用＞自動車の場合は・・・▲印の書類 ＜事業用＞自動車の場合は・・・■印の書類
▲	定款の写し 又は現在事項全部証明書	同日に複数台申請する場合は1部で構いません。
	事業実施に必要な手続きが済 んでいることが確認できる書 類 (社会福祉法人は除く)	例:通所介護事業、障害福祉サービス事業は「指定通知書」の写し、 介護老人保健施設は「開設許可書」の写し 社会福祉法人の場合、書類は不要ですが、左記の手続きは済んで いることが前提です。
	運行実績報告書 又は 運行計画書(新規登録自動車 に限る)	直近3ヶ月間の運行実績を報告ください。 運行実績がない場合は理由書を添付ください。(自由様式) 運行計画書は減免対象事業との関連性がわかるよう、自動車の 用途、運行区間、運行スケジュール、乗車対象者等を具体的に記入 してください。(自由様式)
	障害者手帳の写し	氏名、障害の程度がわかること 障害の内容によっては、車いす移動車を利用しなければならない ことが確認できる書類を求めることがあります。
	障害者との関係を証明する書 類	例:住民票謄本、戸籍謄本、生計同一証明書、健康保険証 健康保険証は写し 申請者が障害者本人の場合は不要です。
	■ 事業許可書の写し	例:沖縄総合事務局長発行の一般乗用旅客自動車運送事業許可書